

経営者のための やさしい企業年金教室

平成28年6月23日

18 時限目：「改正確定拠出年金法が成立」

平成28年5月24日に「確定期拠出年金法等の一部を改正する法律」が、第190回通常国会において、可決・成立しました。

「個人型」については、公務員等の共済制度加入者や第3号被保険者（専業主婦）が加入できるようになり、大きな話題となっています。これまでは、企業に勤務していたときに確定期拠出年金（DC）に加入していた人が、退社して専業主婦になった場合、新たに掛金を拠出することはできず、資産の「運用指図」を行うことしか認められていませんでした。そのため、残高が少ない人は解約してしまうケースも見受けられたので、一歩前進した改正だと言えます。

「企業型」についても、平成24年に「従業員拠出（マッチング拠出）」が認められたことに続く、大きな改正となりました。特に、「企業年金の普及拡大」のための改正点は3つで、①「簡易型DC制度」の創設、②「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」の創設、③掛金単位の年単位化、となります（概要は下表を参照）。

また、今回の改正に伴い制度の整備も行われており、事業主は次の点に留意する必要があります。

あります。

第1は、「運営管理機関の委託に係る事業主の努力義務」です。

運営管理機関の競争を促し、加入者の利益を確保するため、委託する運営管理機関を5年ごとに評価し、検討を加えたうえで、必要に応じてこれを変更すること等が、努力義務となりました。

加入者の利益に関わりなく、事業主が自らの取引関係上の理由から運営管理機関を選び、運営管理機関が系列の運用会社の商品を選ぶといった例が少なくない、との指摘があります。そのため（加入者が支払う）信託報酬が高い商品ばかりになっていないか等、事業主は注意を払うよう求められています。

第2は、元本確保型商品が、「提供義務」から「労使の合意に基づく提供」に変更されたことで、元本確保型商品は必須ではなくなりました。

加入者が商品選択を行わない場合、あらかじめ定められた運用商品を指定することになりますが、これまでは元本確保型商品を指定運用商品とする企業が大半でした。しかし、元本確保型商品が必須でなくなることで、分

経営者のための やさしい企業年金教室

散投資効果が期待できる商品設定を促す措置が講じられることとなります。

元本確保型商品が運用資産の約60%を占める現状にメスを入れようとしているわけですが、一方で「元本を下回ってしまう」可能性が出てきますので、変更する場合には労使で十分に議論し、理解を深めることが重要です。

また、中小企業にとって、投資教育は負担感があるとの現実に配慮し、知見のある企業

年金連合会への委託により実施することも可能になっています。

以上が、今回の主な改正点となります。こうした改正により、中小企業へのDCの普及に、より一層の拍車が掛かることが期待されます。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会） 田中 均

<企業年金の普及拡大に向けた主な改正点>

①「簡易型DC制度」の創設	・中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した制度を創設する。
②「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」の創設	・中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して、事業主拠出を可能とする。
③掛金単位の年単位化	・月単位の規制（5.5万円）で、拠出限度額の使い残しを繰り越せなかったが、年単位（月5.5万円→年66万円）にすることにより、賞与時の一括拠出が可能になる。